

イ	当該生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時八歳未満であつた者が含まれていらない場合
（4）	次の（1）から（4）までに掲げる生計維持関係遺族の人数の区分に応じ、当該（1）から（4）までに定める倍数
（1）	一人 千五百三十（当該生計維持関係遺族が次項第一号に掲げる者（犯罪行為が行われた当时、五十五歳以上であり、又は国家公安委員会規則で定める障害の状態にあつた者に限る。）である場合にあつては、千七百五十）
（2）	二人 二千十
（3）	三人 二千二百三十
（4）	四人以上 二千四百五十
ロ	イに掲げる場合以外の場合
イ	（1）から（4）までに掲げる生計維持関係遺族の人数の区分に応じ、当該（1）から（4）までに定める倍数に、次の（1）から（8）までに定める数を合計した数を加えた倍数
（1）	犯罪行為が行われた當時八歳未満であつた生計維持関係遺族の人数に応じ、次の表に定める数
（2）	生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた當時七歳未満であつた者が含まれている場合に
（3）	は、当該者の人数に応じ、（1）の表に定める数
（4）	生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた當時六歳未満であつた者が含まれている場合に
（5）	は、当該者の人数に応じ、（1）の表に定める数
（6）	生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた當時三歳未満であつた者が含まれている場合に
（7）	は、当該者の人数に応じ、（1）の表に定める数
（8）	生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当时一歳未満であつた者が含まれている場合に
（9）	は、当該者の人数に応じ、（1）の表に定める数
二	前号に掲げる場合以外の場合
二	前項第一号の「生計維持関係遺族」とは、犯罪行為が行われた當時、犯罪被害者の収入によつて生計を維持しており、かつ、次の各号のいずれかに該当していた遺族をいう。
一	妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
二	六十歳以上の夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第五号において同じ。）、父母又は祖父母
三	十八歳未満の子又は孫
四	十八歳未満又は六十歳以上の兄弟姉妹
五	前三号に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、国家公安委員会規則で定める障害の状態にあるもの

（法第九条第二項の政令で定める期間）

第七条 法第九条第二項の政令で定める期間は、三年とする。

（法第九条第二項の療養に要した費用の額）

第八条 法第九条第二項の政令で定めるところにより算定した額は、給付期間において当該犯罪被害者が受けた療養のうち現に次条に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたもののそれぞれについて健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例（現に同条第六号又は第七号に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものについては、それぞれ当該法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例）により算定した額（その額が現に要した費用の額を超える場合にあつては、当該現に要した費用の額）を合算した額とする。

（法第九条第二項の政令で定める法律）

第九条 法第九条第二項の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

二 船員保険法

三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）

四 國民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）

六 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

七 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

第十条 法第九条第二項の政令で定める場合は、当該犯罪被害者が前条に掲げる法律の規定による療養に関する給付を受けた場合のうち、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
一 当該負傷又は疾病の療養のための入院が給付期間の末日の翌日以後に及ぶものとなつたため、給付期間における療養に要した費用の額を知ることが困難であること。
二 前号に該当する入院（次条において「特定入院」という。）に係る療養が現に前条に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものであること。

（法第九条第二項の政令で定める額）

第十二条 犯罪被害者が第九条に掲げる法律の規定による療養に関する給付を受けることができない場合における法第九条第二項の政令で定める額は、給付期間における療養（第九条に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となるべきものに限る。）のそれぞれに現に要した費用の額（当該療養のための入院が特定入院に該当する場合における最終月（給付期間の末日の属する月をいう。次項において同じ。）の当該特定入院に係る療養については、次項第二号の規定の例により算出した額）を合算した額とする。（ただし、一月当たり八万円（当該療養のあつた月以前の十二月以内に、この項ただし書の規定の適用を受けて一月当たりの額が定められる月（当該療養のあつた月を除く。）が二以上ある場合にあつては、当該療養のあつた月については、四万四千四百円）を超えることができない。）

前条に規定する場合における法第九条第二項の政令で定める額は、第一号に規定する額に第二号に規定する額を加えて得た額とする。
一 給付期間における療養（最終月の特定入院に係るものとし、現に第九条に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものに限る。）のそれぞれについて第八条の規定により算定した療養に要した費用の額から第九条に掲げる法律の規定により当該犯罪被害者が受け、又は受けることができた療養に関する給付の額を控除して得た額を合算した額
二 最終月の特定入院に係る療養（現に第九条に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものに限る。）について第八条の規定により算定した療養に要した費用の額から第九条に掲げる法律の規定により当該犯罪被害者が受け、又は受けことができた療養に関する給付の額を控除して得た額に、最終月の給付期間における特定入院に係る入院日数を最終月の特定入院に係る入院日数で除して得た率を乗じて得た額

(休業加算基礎額)

第十二条 法第九条第三項に規定する休業加算基礎額は、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額に百分の四十八を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を休業加算基礎額とする。

- 一 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十歳未満である場合 三千二百円
- 二 前号に掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第三に定める最高額を超える、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

(法第九条第四項の政令で定める額)

第十三条 法第九条第四項の政令で定める額は、百二十万円とする。

第十四条 法第九条第七項に規定する障害給付基礎額は、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額に百分の八十を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を障害給付基礎額とする。

- 一 犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第一級から第三級までのいずれかに該当する場合であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するとき 当該イ又はロに定める額
- イ 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十五歳未満である場合 七千六百円
- ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第四に定める最高額を超える、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

- 二 犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第四級から第十四級までのいずれかに該当する場合であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するとき 当該イ又はロに定める額
- イ 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十歳未満である場合 五千九百円
- ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第五に定める最高額を超える、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

(障害給付金に係る倍数)

第十五条 法第九条第七項の政令で定める倍数は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 第一級 二千六百六十 (犯罪被害者が当該障害により常時介護を要する状態にある場合にあつては、二千八百八十一)
- 二 第二級 千八百六十五 (犯罪被害者が当該障害により随時介護を要する状態にある場合にあつては、二千六百六十)
- 三 第三級 千六百
- 四 第四级 九百二十
- 五 第五級 七百九十
- 六 第六級 六百七十
- 七 第七級 五百六十
- 八 第八級 四百五十
- 九 第九級 三百五十
- 十 第十級 二百七十
- 十一 第十二級 二百
- 十二 第十三級 九十
- 十三 第十四級 五十

(法第十一条第一項の政令で定める額)

第十六条 法第十二条第一項の政令で定める額は、次の各号に掲げる法第十条第一項の申請の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 遺族給付金に係る法第十条第一項の申請 法第九条第二項から第四項まで及び第七条から第三項、法第十二条第五項並びに第五条から第十三条までの規定により計算した額

二 重傷病給付金に係る法第十条第一項の申請 法第九条第二項から第四項まで及び第七条から第三項までの規定により計算した額 (給付期間の末日前で、かつ、当該申請に係る負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前に、仮給付金の決定をする場合にあつては、当該負傷をし、又は疾病にかかった日から当該仮給付金の決定において定める日までの間にについてこれらの規定の例により計算した額)

三 障害給付金に係る法第十条第一項の申請 仮給付金の決定の時において判明している身体上の障害の程度が該当する障害等級に応ずる前条各号に定める倍数を用いて法第九条第七項及び第十四条の規定により計算した額

(国家公安委員会規則への委任)
第十七条 犯罪被害者等給付金及び仮給付金の支給に関する事項は、国家公安委員会規則で定める附則 (昭和五十七年九月二十五日政令第二六一號)

(施行期日)
この政令は、法の施行の日 (昭和五十六年一月一日) から施行する。
附則 (昭和五七年四月二七日政令第一二九号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 1 この政令は、改正後の別表第二の規定は、昭和五十七年四月一日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

附則 (昭和五七年九月二十五日政令第二六一號)

この政令は、公布の日から施行する。

2 1 改正後の別表第二の規定は、昭和六十二年四月一日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

附則 (昭和六二年五月二一日政令第一五七号)

この政令は、公布の日から施行する。

2 1 この政令は、改正後の別表第二の規定は、昭和六十二年四月一日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

附則 (平成六年六月二十四日政令第一七四号)

この政令は、公布の日から施行する。

2 1 改正後の別表第一の規定は、平成六年四月一日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

附則 (平成九年四月一日政令第一四四号)

この政令は、公布の日から施行する。

2 1 改正後の別表第一の規定は、平成九年四月一日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

附則 (平成一三年五月一六日政令第一八三号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律 (平成十三年法律第三十号) の施行の日 (平成十三年七月一日) から施行する。
2 改正後の第六条及び別表第一の規定は、平成九年四月一日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

附則 (平成一三年五月一六日政令第一八三号) 抄

終わった犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年八月三〇日政令第二八二号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十四年十月一日から施行する。

(犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この政令の施行の日前に行われた療養については、第二十九条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令第十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年八月八日政令第三六九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第二十五条までの規定は、

平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年九月一五日政令第二七一号)

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十六年九月十七日から施行する。

(経過措置) 第二条 この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡又は障害に係る犯罪被害者等給付金について適用する。

附 則 (平成一七年二月二十五日政令第二九号)

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行し、改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令(以下「新令」という。)の規定は、平成十六年七月一日以後に行われた犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金について適用する。

(経過措置)

第二条 改正後の第二条の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡又は障害に係る犯罪被害者等給付金について適用する。

附 則 (平成一七年二月二十五日政令第二九号)

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十六年九月十七日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十六年七月一日前に終わった犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金については、なお従前の例による。

(施行期日)

第三条 平成十六年七月一日前に終わった犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金については、なお従前の例による。

(施行期日)

第二条 平成十六年七月一日からこの政令の施行の日の前日までの間に行われた犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金に係る新令別表第一の規定の適用については、同表第七級の項第六号中「母指」とあるのは「(の母指及び示指を失つたもの、母指若しくは示指」と、同表第八級の項第三号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同項第四号中「母指」とあるのは「(の母指及び示指を失つたもの、母指若しくは示指」と、同表第九級の項第十三号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同表第十級の項第七号中「母指又は」とあるのは「示指を失つたもの又は一手の母指若しくは」と、同表第十一級の項第八号中「示指、中指又は環指を失つたもの」とあるのは「中指若しくは環指を失つたもの又は一手の示指の用を廃したもの」と、同表第十二級の項第十号中「示指、中指」とあるのは「中指」と、同表第十三級の項第七号中「母指」とあるのは「母指若しくは示指」と、「もの」とあるのは「もの又は一手の示指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの」と、同表第十四級の項第六号及び第七号中「母指」とあるのは「母指及び示指」とする。

第三条 改正前の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令(以下「旧令」という。)の規定に基づいて仮給付金又は障害給付金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される新令(以下「読み替え後の新令」という。)の規定による仮給付金又は障害給付金を受けることとなるものについては、旧令の規定に基づいて支給された仮給付金又は障害給付金は、それぞれ読み替え後の新令の規定による仮給付金又は障害給付金の内払とみなす。

1 (経過措置) 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

2 (改正後の第一条、第六条、第十条第一項及び第十二条の規定は、平成十八年四月一日以後に行われた犯罪行為による重傷病に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に終わった犯罪行為による重傷病に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。)

この政令は、刑事施設及び受刑者の待遇等に関する法律の施行の日(平成十八年五月二十四日)から施行する。

附 則 (平成一八年五月八日政令第一九三号)

(施行期日等) 第一条 この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成十八年四月一日以後に行われた犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金について適用する。

附 則 (平成一八年八月一八日政令第二七一号)

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 平成十八年四月一日前に終わった犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金については、なお従前の例による。

この政令は、刑事施設及び受刑者の待遇等に関する法律の施行の日(平成十八年五月二十四日)から施行する。

附 則 (平成一九年五月二五日政令第一六八号)

(施行期日) 第一条 この政令は、刑事施設及び受刑者の待遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年六月一日)から施行する。

(犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

(経過措置) 第十五条 施行日前に行われた療養については、第十五条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令第十条第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例によ定める。

附 則 (平成一九年八月三〇日政令第二八六号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月二五日政令第一一六号)

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 第一条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の施行の日前に発生した死亡又は障害(刑事施設及び受刑者の待遇等に関する法律の一部を改正する法律附則第十四条の規定による廃止前の刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律(明治四十一年法律第二十八号)第一条に規定する被収容者の死亡又は障害に限る。)を原因とする犯罪被害者等給付金については、第八条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年三月三一日政令第一一六号)

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 第一条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令第五条、第六条、第十四条、第十五条、別表第一、別表第二、別表第四及び別表第五の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は障害について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡又は障害については、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年五月二一日政令第一七〇号)

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 第一条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令第五条、第六条、第十四条、第十五条、別表第一、別表第二、別表第四及び別表第五の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は障害について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡又は障害については、なお従前の例による。

4 (経過措置) 第一条 改正前の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令(以下「旧令」という。)の規定に基づいて仮給付金又は障害給付金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される新令(以下「読み替え後の新令」という。)の規定による仮給付金又は障害給付金を受けることとなるものについては、旧令の規定に基づいて支給された仮給付金又は障害給付金は、それぞれ読み替え後の新令の規定による仮給付金又は障害給付金の内払とみなす。

附 則 (平成一八年三月三〇日政令第九九号)

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二五日政令第九三号)

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。

